○内閣府令第十四号

火薬類取締法 (昭和二十五年法律第百四十九号)第十九条第一項の規定に基づき、 火薬類の運搬に関する

内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年二月十六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

火薬類の運搬に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

火薬類の運搬に関する内閣府令 (昭和三十五年総理府令第六十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲

げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

| 運搬具の種類 (最大積載量 | 1 (AC 2012/01/2012/01 AC 2012/01/01/2012/01/2012/01/2012/01/01/01/01/01/01/01/01/01/01/01/01/01/ | 運送人の氏名 又は名称 | 搬 区 間 から まで 運転者の氏名 及び見張人の 員数 | [2 略] | うものとする。 | する都道府県公安委員会 | 一の届出書及び別記様式 | う。)第十九条第一項の | 第二条 火薬類取締法(昭 | (運搬の届出) | |
|--|--|---|--|--------|-----------|------------------------|--|------------------------|------------------------|---------|-----|
| と。(運搬) 上連行して なす。) 2 火薬類の すること。 して運搬す 連行台数の 3 運搬の通 | 表は、運搬区間の区分ごと もの台数の計算については、 運搬する場合には、運搬具の 種類及び数量欄には、運搬具の (往復して運搬する場合には る場合には1台ずつの数量な 多いものについては、摘要 路及び通過日時の棚には、主 記入すること。 | 往復して運搬す の延べ台数にかか し1台が1回に運 各回ごとの数量 ご記入し、往復回 欄又は別紙に記 | る場合又は2台以 わらず、1台とみ 搬する数量を記入 を、2台以上連行 数の多いもの又は 入すること。) | | | 会(以下「公安委員会」という。)に提出して行 | 式第二の運搬計画表を当該火薬類の出発地を管轄 | の規定による火薬類の運搬の届出は、別記様式第 | 昭和二十五年法律第百四十九号。以下「法」とい | | 改正後 |
| 記株式第二 (変 運搬具の種) (最大積載量 | 運搬計 | 運送人の氏名 又は名称 | 搬 区 間 から まで 運転者の氏名 及び見張人の 員数 | [2 同上] | て行うものとする。 | 管轄する都道府県公安委員会 | 一の届出書二通及び別記様式第二の | う。)第十九条第一項の規定による | 第二条 火薬類取締法(昭和二十五 | (運搬の届出) | 改 |
| 運搬の | | | | | | 会(以下 | 工 | 正 | _ | | |

別表第一(第十条関係)

| | 区 | 分 | | 数 | 最 |
|-------|-----------|--------------------------------|----------------|---|-----------|
| 火 | | j | 薬 | 量 | 200キログラム |
| LET. | 747 | 硝安油剤爆薬・含水爆薬 | 薬 | 量 | 120キログラム |
| 爆 | 薬 | 上記以外の爆動 | 薬 | 量 | 100キログラム |
| ••••• | 工業冒 | 言管・電気雷管・信号雷气 | ì ^s | | 4 万個 |
| | 導 : | 火 管 付 き 雷 管 | ř | | 1 万個 |
| | 銃 | 用 雷 | ř | | 40万個 |
| 火 | 捕鯨 | 用信管·捕鯨用火管 | F | | 12万個 |
| | 実 包 | 1 個当たりの装薬量0.5グラム以下のもの | ž . | | 40万個 |
| | 空 包 | 1個当たりの装薬量0.5グラムを超えるもの | , | | 20万個 |
| Τ. | 導 | 爆 | į. | | 6 キロメートル |
| | 制御 | 発破用コー | 2 | | 1.2キロメートル |
| | 爆 | 発せん孔岩 | FF 10 | | 2,000個 |
| | コン | クリート破砕器 | n S | | 2万個 |
| 品 | 20.01 (1) | <u>玩具煙火</u> (クラッカーボー/ を除く。) | 薬 | 量 | 2トン |
| нн | 煙火 | クラッカーボール・引き日 | 薬 | 量 | 200キログラム |
| | | 上記以外の煙り | | 量 | 600キログラム |
| | 上流 | 以外の火工品 | 薬 | 量 | 100キログラム |

備考

本表で定める区分の異なる火薬類を同時に運搬する場合の数量は、各区分ごとの火薬類の運搬しようとする数量をそれぞれ当該区分に定める数量で除し、それらの商を加えた和が1となる数量とする。

別表第一(第十条関係)

| | | X | | | 分 | | | | 数 | 量 |
|------|------|-------|-------------------|---------------------|------|------------|------|-----|---------|-----------|
| 火 | | | | | | | . 薬. | . 薬 | .量 | 200キログラム |
| 爆 | | | | | | | 薬 | 薬 | 量 | 100キログラム |
| •••• | I | 業雷 | 管・電 | 気雷管 | · 信 | 号雷 | 管 | | | 4 万個 |
| | 導 | Ŋ | 、 管 | 付 | き f | Ē | 管 | | | 1万個 |
| | 銃 | | 用 | | 雷 | | 管 | | | 40万亿 |
| 火 | 捕 | 鯨 | 用信管 | ・捕 | 鯨 用 | 火 | 管 | | | 12万個 |
| | 実 | 包 | 1個当 ム以下 | たりの装 のもの | 薬量0 | . 50 | ブラ | 2 | | 40万個 |
| | 空 | 包 | 33 | たりの装 えるもの | | .50 | プラ | | | 20万個 |
| T. | 導 | 算 爆 紡 | | | | 線 | | | 6キロメートル | |
| | 制 | 御 | 発 | 破用 | = | 100 | K | | | 1.2キロメートル |
| | 爆 | | 発して | t A | 孔 | | 器 | | | 2,000個 |
| | ;:1 | ン | ク リ | - F | 破 | 砕 | 器 | | | 2万個 |
| | lan: | 1962 | <u>がん具</u> ルを除 | <u>煙火</u> (ク く。) | ラッカ | — 7 | - N | 薬 | 量 | 2トン |
| | 煙 | 火 | クラッ | カーボー | - ル・ | 引き | 玉 | 薬 | 量 | 200キログラム |
| | | | 上 記 | 以外 | の | 煙 | 火 | 薬 | 量 | 600キログラム |
| | F. | 記 | 以 | 外の | 火 | I. | 品品 | 薬 | 量 | 100キログラム |

備考

本表で定める区分の異なる火薬類を同時に運搬する場合の数量は、各区分ごとの火薬類の運搬しようとする数量をそれぞれ当該区分に定める数量で除し、それらの商を加えた和が1となる数量とする。

(施行期日)

第一条 この府令は、令和五年三月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この府令による改正後の別表第一の規定は、 この府令の施行の日以後に開始される火薬類の運搬

(同日前にした火薬類取締法第十九条第一項の規定による届出に係るものを除く。) について適用し、 同

日前に開始される火薬類の運搬及び同日前にした同項の規定による届出に係る火薬類の運搬で同日以後に

開始されるものについては、なお従前の例による。

2 この府令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、 当 分

の間、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。